

平成22年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月23日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月23日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 険 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
		予防課長	大橋 清		
教育委員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教 育 課 長	加賀 松利	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 発議第6号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第36号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第37号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第50号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第51号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第7号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出について
- 日程第10 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第11 発議第6号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について

議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成22年第2回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に議会運営委員会の報告書、総務民生、防災建設、各常任委員会の審査の報告書、議案第37号に対し請求のありました資料は、防災建設常任委員に配付されております。

また、議員には、平成22年第1回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る18日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

議会運営委員長 小原喜一郎君

皆さん、おはようございます。

去る18日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を行います。

最初に、蟹江町議会委員会条例の一部改正についてであります。皆さんのお手元に発議第6号ということで、議案が届いていると思いますが、ごらんになっておいていただきたいと思っております。

これは、上下水道部の設置に伴い、防災建設常任委員会の所管を水道部から上下水道部に改める必要があるため、本日上程し、審議することとなりました。

次に、意見書の取り扱いについてでございます。

3月の定例議会で継続審議となっていました2件とその後に提出されました意見書18件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は1件でございます。

アとして「障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書」でございます。

この1件は、全会派の賛同が得られましたので、本日、議員提出議案として上程し、採択することとなりました。

次に、不採択することになった意見書は15件でございます。

ア、「民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書」、

イ、「子ども手当の廃止を求める意見書」、

- ウ、「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書」、
 - エ、「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」、
 - オ、「公共サービス部門で働く労働者の労働条件向上を求める意見書」、
 - カ、「ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書」、
 - キ、「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」、
 - ク、「すべてのパート、非正規労働者の均等待遇の実現およびパート労働法の公務職場への適用を求める意見書」、
 - ケ、「定員削減計画の撤回を求める意見書」、
 - コ、「「地域主権戦略」の反対を求める意見書」、
 - サ、「憲法に基づく労働者・国民の諸権利を守り、発展させる施策の充実を求める意見書」、
 - シ、「憲法9条の事実上の改憲につながる「国会法」等の改悪に反対する意見書」、
 - ス、「沖縄普天間基地の無条件撤去を求める意見書」、
 - セ、「設楽ダム建設計画の中止を求める意見書」、
 - ソ、「国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書」、
- 以上15件は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。
- なお、継続審議することとなった意見書は、
- ア、「地方自治拡充のため、地方交付税、国庫負担金・補助金の増額を求める意見書」、
 - イ、「道州制導入の反対を求める意見書」、
 - ウ、「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書」、

エ、「公共事業を防災・生活関連予算に転換し一級河川木曾川と国道1号の国による整備・管理を求める意見書」、

以上の4件でございます。

次に、第3回定例会9月議会の日程が決まりました。

皆さん、お手元に配付されていると思いますけれども、後でごらんになっていただきたいと思います。

以上、報告いたします。

(7番議員降壇)

議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

日程第1 発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

ここで、議会事務局長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

議会事務局長 松岡英雄君

貴重なお時間をいただきまして、おわびを申し上げます。

この委員会条例の改正につきましては、本来3月定例議会におきまして提案すべきところを私のミスによりまして、今定例会に提案することになりましたことにつきまして、おわびを申し上げます。また、提案者につきまして、ご迷惑をおかけしましたことに対しましてもおわびを申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

今後、こんなことがないように十分注意して職務に当たりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。大変申しわけございませんでした。

議長 伊藤正昇君

それでは、提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

10番 菊地 久君

発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成22年6月23日提出。

提案者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、小原喜一郎、同、中村英子、同、奥田信宏、同、猪俣二郎、同、松本正美であります。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

蟹江町議会委員会条例（昭和62年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

提案理由。

この案を提出するのは、蟹江町行政機構において、上下水道部の設置に伴い必要があるからであります。

めくっていただきますと、要点が書いてありますが、新旧のイを見ていただきますと、旧では、水道部の所管に関する事項の水道部のところではありますが、それを新といたしましては、イ、上下水道部という形に相なりました。これが代表でございますので、ぜひお読みいただきたいと思えます。

以上、提案を終わります。ありがとうございました。

(10番議員降壇)

議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第6号は、精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は精読とされました。

議長 伊藤正昇君

日程第2 議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第4 議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 山田邦夫君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

総務民生常任委員長 山田邦夫君

総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

最初に質問、愛知県市町村職員共済組合から貸付金に対する償還金及び貯金に相当する金額とあるが、これはどういう意味なのか。貯金事業は法的根拠に基づいてやっていることなのかという質問がありました。

これに対し、愛知県市町村職員共済組合は、市町村職員の社会保険を初め、貯金事業、貸付事業をやっている一部事務組合である。市町村共済組合から職員がお金を借りた場合、毎月の返済が発生する。また、職員の申し出により個人が貯金をする場合もある。それぞれの職員に応じて、一定金額を給与から控除するというものである。

貯金事業につきましては、組合員に対するものであり、法律によって許されていると答弁がありました。

次に、職員が給与から控除を申し出たもので、町長が適当と認めたものに相当する金額にはどういったものがあるかという問いがありまして、職員駐車場の使用料を想定している。

それに対して、職員駐車場は充足しているのかどうか、町の指導はどうしているのかという質疑がありました。

駐車場の利用者は現在132名で、1人当たり月額1,000円の年額1万2,000円の使用料になる。使用料を徴収した者には、職員番号の入った許可証を発行し、車の中に掲示し、確認できるようにしている。充足しているかは、役場の場合、町内の職員は極力自転車などで通勤するように、また、遠方の職員は、公共交通機関を利用するようにお願いをしている。駐車の方は、通路部分にも車をとめるようにするなどの対応をしていると答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第36号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭、理事者側から、菊地議員からの請求資料の配付があり、また、一部の請求資料については、ない旨の断りがあった後、請求資料に沿って説明がありました。

お手元に配付の資料で、この委員会以外の人には、本日配付してあります4ページの資料です。多少長くなりますが、補足説明のあった内容をご紹介します。

22年度は、本算定前ということもあり、きちんとした世帯数とかが出ていない関係上、21年度末の数字を使用し、試算をさせていただきました。

1ページ目ですが、ごらんください。条例第2条の課税額の限度額の改正で、基礎課税額が3万円、後期高齢者支援金が1万円負担上昇するとどうなるかです。21年度限度額を超えていた方は、227世帯であったのが、22年度では203世帯、改正額が3万円ですので、制度改正による歳入増加試算額は609万円となります。以下、試算しますと、今回の制度改正による歳入増加試算額の合計は、802万円増加するというものであります。

次に、2ページをごらんください。2ページの2番は、条例24条、7割・5割・2割軽減を今回改正させていただくものであります。現在は軽減を6割減と4割減、こちらはあくまで均等割、平等割です。基礎課税額の6割軽減の世帯は1,303世帯、4割軽減の世帯は196世帯、軽減額は4,086万1,000円軽減しております。軽減額を合計しますと、5,875万7,000円が現状です。

では、今回の改正によってどうなるのかですが、下の段をごらんください。軽減を7割・5割・2割とするとどうなるかです。6割が7割、4割が5割、さらに新しく2割を新設することで、基礎課税額の対象世帯が550世帯、合計試算軽減額が、7,761万9,000円となり、見込軽減額が1,886万2,000円になります。

3ページをごらんください。3ページの3ですが、国民健康保険税条例24条の7割・5割・2割の改正で、1人世帯、2人世帯、3人世帯の方たちがどのくらい軽減されるかという事例であります。

その下の4番は、条例第24条の2の非自発的失業者の課税の特例です。事例として、夫婦・子2人、介護のある場合を想定し、現状の所得を4段階に分けて比較した表であります。

なお、小原議員から請求のありました資料は、県や市町村には届いていないので、文書はないという当局からの報告でした。

さらに質問は、非自発的失業者の課税特例について、公布日を施行日としたとあるが、現在ハローワークに行っている人が役場へ来て相談すれば、これをすぐ適用してもらえるのかという質疑がありました。

これに対し、非自発的失業者は、雇用保険の受給資格証をもらう。そのときのやめた理由により申請をしていたと特例の対象になる。ハローワークでは、そのような対象者にはチラシを配り、本人には話をしていると聞いている。受付は、施行が4月1日なので、4月1日から適用し、保険税は軽減して算定するとの答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第37号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明もなく、審査に入りましたところ、質問、家庭的保育者になるためには、市町村が行う研修を必要とするなどが書いてあるが、どのような研修なのか。ばらばらでありましたが、まとめてご報告します。

また、家庭的保育者1人に対し、それから保育する乳児の人数は何人まで限度とするのか。

次に、専用の教室の面積などを国では記しているが、それについて蟹江町はどのように思っているのか。

次に、1日8時間を原則と書いてあるが、それを原則としていくのかどうか。

さらに、保育料は市町村が定める保育料としているが、今のところどのように考えているのかなどの質疑がありました。

これに対し答えは、研修内容については、ガイドラインに沿って研修を行っていくことになる。本町では現在、家庭的保育者はいないので、まだ詳しく内容は決めていない。他の市町村を参考に研修要綱を決めていきたい。

次に、人数ですが、乳児3人未満が基準である。部屋面積は9.9平米以上で、仮に3人を超える場合、4人、5人の場合には、3人を超える乳幼児1人について、3.3平米を加算する。家庭的保育者1人だけだと3人以下だが、家庭的保育補助者がいる場合、2人以上で保育する場合は、5人以下の基準になる。

次に、保育時間は1日8時間が原則であるが、保護者の就業状況や家庭的保育者の状況などを考慮して、市町村が決めることもある。現在、家庭的保育者がいないので保育料は決まっていないが、一応は町の保育料と同じにしようという考えは持っているとの答弁がありま

した。

また質問、家庭的保育者の事業について、本町はどのようなことをやろうと考えているかとの質疑がありました。

答えは、この家庭的保育者、保育ママは、もともと待機児童の解消で取り入れられた事業で、今回法制化された。本町では、待機児童が都市部に比べるとほとんどないという状況なので、今のところ具体的には決まっていない。

さらに質問、朝早くだとか夜遅くだとか、その母親の勤務の形態により預かる時間の幅も必要ではないか。それを考えたときに、蟹江町にどれだけの需要があるかわからないが、そのような方の希望に対してこたえようとする場合、保育ママを積極的に制度化したほうがプラスなのか、その辺の視点を伺いたいとの質疑がありました。

答えとして、将来的には、動きのとりやすい保育ママ的な事業が必要になると思うが、事業を把握するために、アンケートなどで調査することを考えながら将来に向かっていきたいとの答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第38号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

なお、委員会に付託されました案件終了後、委員より、その他として質疑を求める意見がありました。委員会として質疑を認め、理事者より答弁を受けました。

一つは、子ども手当の問題、もう一つは、エコステーションの問題であります。

まず最初に、子ども手当の支給日は、間違いなく6月10日に振り込みされるのか。児童手当を受けていた人数、所得制限でもらえなかった人数はどれくらいか。

また、戸籍の問題、これは申告制だから、蟹江町の手落ちで問題が発生するわけにはいかない。間違いなくできそうなのか。

もう一つの質問は、常設資源ごみ置き場と言われている学戸にあるエコステーションは、駐車場がないために路上にとめたりしている。今度の本町のステーションは大丈夫なのか。また、2つになることにより、持っていく場所が決められることはないか。商店の人が持ち込みをしている事実があるが、どんなものかという質疑がありました。

これに対し、答えは、子ども手当の総額は1億2,500万円、児童手当は4,700万円くらいです。明日というのは6月10日ですが、に講座に振り込む予定をしている。銀行によって、多少タイムラグがあるかもしれないが、間違いなく入る。

所得制限が撤廃されたので、所得制限でもらえなかった人と、新たに中学1年生から3年生までが該当になると。児童数でいえば、390人くらい、中学生については1,000人くらいふえる。外国に子供が見える場合などは、今のところは問題なくやれると思う。

エコステーションの問題は、新しいところが広がっているので、車が3台程度は十分に

入れるスペースは用意してある。ほんの一時、1台や2台は滞留するかもしれないが、十分対応できると考えている。学戸と本町の2カ所のエコステーションが完成するが、その利用は従来どおりで、どちらのステーションに持っていてもよい。近鉄線や蟹江川などで区分けすることは考えていない。

最後に、商店の名前を書いた軽トラックなどで搬入される場合は、現場に常駐している人からお断りさせていただいている。しかし、自家用車で搬入される場合は、区別のしようがないので、家庭の一般の資源ごみをお持ちいただいたという判断をさせていただくのはご理解をいただきたい。

その他として、以上の質疑がありました。

最後に、視察提案がありました。最近、国から臨時交付金により、町内の小・中学校にパソコンや電子黒板などを配置され、その電子黒板などは、実際に利用できるのかどうか。当時から国のほうでも疑問点がついていたものであるのもので、小・中学校のコンピューターの状況について視察をお願いしたいとの要望がありました。

全員が賛成し、日程調整などは委員長に一任することに決定しました。後日、委員の方にはご案内が出ると思います。

以上、ご報告申し上げます。

(3番議員降壇)

議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第3 議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に

対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第4 議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第5 議案第39号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 山田乙三君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

防災建設常任委員長 山田乙三君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第39号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

初めに、固体酸化物型燃料電池とはどういうものか、という内容の質疑がありました。

これに対し、固体酸化物の燃料電池は、燃料となる水素を酸素と電解質に介して、化学反応をさせて動力を出すものである。燃料電池には、主流になっている家庭用燃料電池のエネファームがある。都市ガスを改質器にかけて、燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させ、それで電気をつくるものが燃料電池であるという趣旨の答弁がございました。

次に、固体酸化物型燃料電池は、一般的にどういうときに使うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、一般家庭に普及しているものがエネファームであり、都市ガス大手3社とパナソニックなどが製造している。この燃料電池の電気出力は、1キロワットにも満たないが、化学反応を起こすときに熱を要するので、その排熱を利用して湯を沸かし、貯湯タンクに湯をためるといった構造になっている。具体的には、一般家庭のガスや灯油の給湯器のかわりに、今度は電気も発生させられるし、給湯器としても使うことができるという趣旨の答弁がありました。

次に、第37条の3の個室型店舗の範囲を聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、個室型店舗とは、省令で定めてあり、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ、このような類のものであるという趣旨の答弁がありました。

次に、第37条の3の追加により、町内の漫画喫茶などの施設に、一定の改装をするなどの指導をするのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町内で、個室型店舗としてとらえている施設は、カラオケ店舗が3店舗、インターネットカフェが1店舗の4店舗である。この第37条の3は、外開き戸を設ける場合、自動開閉措置を設けなさいという規定であり、避難上、支障があると認められる場合には、このような措置をしなさいという内容である。しかし、この4店舗は、通路が広いので、そこまでの措置を指導するまでもなかったという趣旨の答弁がございました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(12番議員降壇)

議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第6 議案第49号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案どおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第7 議案第50号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第8 議案第51号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読になっていましたので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案とおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第9 発議第7号「障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

（7番議員登壇）

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

発議第7号「障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年6月23日提出。

提案者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、中村英子、同じく奥田信宏、同じく猪俣二郎、同じく松本正美、同じく菊地久、以上でございます。

案文を朗読することによりまして、提案とさせていただきます。

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書（案）。

鳩山政権は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障害を持つ当事者が半数を占める「障がい者制度改革推進会議」を設置した。

しかし、新法制定は4年後といわれている。そして、一番の問題点であり即時撤廃を行うべきと、多くの関係者の主張する利用料の「応益負担」と報酬（運営費）の「日額払い方式」については、未だ実現する方向性すら見えていない。

障害があるが故に生きていくために必要な社会の支援を受けることを「応益」といい、負担を課す「応益負担」は、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活の保障」に照らしても、障害者（児）福祉になじまない。

自立支援法施行以降、日額払い方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることにより乗りきろうとした施設が続出した。その結果、多くの職員が現場を去り、障害施設の人材不足は深刻である。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要である。

政府は来年度予算案に、障害福祉サービス・補装具の負担軽減として107億円を盛り込み、住民税非課税世帯は無料とした。しかし自立支援医療は対象外とされ、当初の想定必要経費300億円の3分の1程度にとどまり、応益負担の仕組みも残されたままである。

国が、新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのまま放置しておくのは矛盾である。問題点を改善し、障害者（児）の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要がある。

よって、国においては、障害者（児）の権利を最優先に以下の事項について強く要望する。

記

1 新法制定までの措置として、自立支援法の「応益負担」を「応能負担」に、「日額払い方式」を「月額払い方式」に、早急に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（7番議員降壇）

議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

日程第10 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

精読になっておりました発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第11 発議第6号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成22年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊藤正昇

4番 議員

米野秀雄

6番 議員

林英子